

全国追い出し屋対策会議 名古屋集会

～追い出し屋に法規制を！安心できる住まいを求めて～

家賃を滞納した借主から暴力的に回収をしたり、有無を言わず閉め出す「追い出し屋」被害が、各地で多発しています。「追い出し」行為に賠償を命じる判決も出されていますが、保証業者や管理業者は、訴えられなければ儲けものと言わんばかりに、「追い出し」行為を止めることはありません。違反した業者に営業停止や登録取消など、事業に打撃を与える制裁がなければ、業者の暴走は止められません。許可制・業務規制・契約効力規制を柱とする「追い出し屋規制法（仮称）」の制定が不可欠です。

しかしながら、これまで民間賃貸住宅部会を開催した国土交通省の動きもどうなるかわからず、家賃支払データベース問題など不動産業界側の巻き返しも、活発になってきています。

そこで、改めて追い出し屋行為の違法性と規制法制定の必要性、被害の声を訴えるべく、下記のと通りの集会を開催いたします。また、消費者委員会の松本恒雄委員長にご臨席いただき、消費者庁との連携の可能性を考えたいと思います。

お忙しいとは存じますが、お誘い合わせの上、多くの方のご参加を賜りますよう、お願い申し上げます。

日 時

2009年11月23日(祝)
13:00～16:30

場 所

ウインクあいち(愛知県産業労働センター)
10階大会議室1001

〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-4-38(電話 052-571-6131)



[アクセス:名古屋駅より徒歩約2分]

プログラム

- ・来賓挨拶(松本恒雄氏・消費者委員会委員長、一橋大学法科大学院教授)
- ・基調講演「追い出し行為の違法性について」(京都産業大学法科大学院 高嶋英弘教授)
- ・当事者からの被害報告
- ・現在の国の動き
- ・実録・追い出し業者との攻防(業者とのやりとりテープの公開含む)
- ・全国110番の結果と分析/各地の被害報告 等

資料代

弁護士・司法書士 1,000円 一般500円

主催

全国追い出し屋対策会議

【問い合わせ先】〒462-0810 名古屋市中村区山田1-1-40すゞやマンション大曾根2階 水谷司法書士事務所
司法書士 水谷英二(電話 052-916-5080、FAX 052-911-3129)

参加申込書

全国追い出し屋対策会議・名古屋集会 に参加します。

氏名

所属

TEL

FAX

↓↓ FAX: 052-911-3129 宛